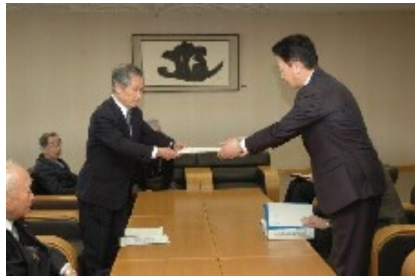


こんにちは
日本共産党市議団です

2014年5月号
発行者
日本共産党滝川市議団
扇町3丁目3番28号
電話2310231



前田市長に「請求権放棄をせずに、判決の実行などを申し入れる住民訴訟原告団（富澤和雄団長）

裁判所の判決をゼロにする 市政と議会でいいのが みなさん一緒に考えましょ

前田市長は住民訴訟判決確定後、わずか3日で「債権放棄議案」を提出。裁判所や国が指針を出すなど、議員にも難しい議決を求め突進しています。

元管理職3人に対し

① 違法・重過失・注意義務違反

② 1億3465万円賠償命令

2億3886万円タクシー代支出 住民訴訟高裁判決

3人は決裁権がありながら必要なことを行わない違法・重過失・注意義務違反があったと判断されました。

(裏面表参照)

タクシー代を支給した1年8か月間を3期間に分けて判断されました。

■ 開始から半年間

異常に高額なタクシー代と、ほぼ毎日の通院を疑い、調査するのは当然だった。

■ 半年後から6か月間

支給停止・廃止の結論に当然なつたはずだ。

■ 開始から1年後以降

これ以降の8か月間のタクシー代支給は①違法②著しい注意義務違反と重過失

前田市長 6年間の裁判で敗訴したのに 報告書も作らず

判決確定3日後に 判決に従わない議案で臨時議会招集

市民に知らせない進め方は 前市長と同じ

市長は、臨時市議会を22日に招集しました。3人に対する請求権をすべて放棄する議案です。判決にまったく従わないというのです。

請求権放棄の理由は

- ① 3人は違法行為(暴力団員の詐欺事件)を誘導したり加担はしていない。
- 違法な支給決定には組織的な責任が大きかった。
- ② 3人が市に与えたと認め

理由の問題点は

- ① 判決を否定しています。組織とは、市長、副市長、と福祉課の関係職員等です。市は裁判で「副市長には権限もない」などと主張したのに、今さら組

織に責任が大きかったからとは、ご都合主義です。②は、給与削減で補てんされたと思いたい「気持ち」はわかります。しかし給与削減で作った財源が公金であることは誰にも否定できません。法的には補てんにならないのです。

③ 懲戒処分理由は職務専念義務違反等でした。重過失とは比較になりません。

なので、損害賠償を命令・請求しなさい。

臨時市議会の傍聴を お願いします

5月22日(木) 10時～ 市役所11階

日本共産党の清水雅人議員、市民の声連合の渡辺議員など多くの議員が発言します。

資料請求却下と
特別委設置反対
多数で押し切る
市議会で良いか

請求権放棄議決は
例も少なく有効性
を専門家が議論中
住民訴訟に関する検討会
報告書(総務省25年3月
から)から引用・要約

左の点を指摘しています。

■ 平成24年の最高裁判決は損害賠償請求権放棄の判断を、議会の裁量権に基本的に委ねている。

■ 議会に委ねる問題点

裁量権の逸脱・濫用の基準が明確でないこと。

■ 問題解決の基本的方向

裁量権の逸脱・濫用に当たるような事例を示すべきである。例えば、故意又は重過失による損害賠償請求権など。ただし一律に権利放棄を禁止することは困難。

寄せられたご意見です

- ◇ 判決無視など言語道断。
- ◇ 1億円以上は払えないだろう。しかし、ゼロはおかしい。
- ◇ 退職金を返せと言いたい。
- ◇ 税金の差押えは厳しいのに元職員に甘い。「民間出身の市長」とはもう言えないね。
- ◇ 議員は何をしているのか。
- ◇ 市民への説明が無い。決まっただけでは遅い。
- ◇ 「大型連休に職員待機も意見無し」の記事に驚き。休日に電話が来ると思っているのか。

滝川市は裁判で
検証第三者委員会
報告書を否定した
ことを市民に
どう説明するのか

真摯かつ厳粛に

生活保護費詐欺事件に關する報告書（平成20年4月22日）は、「第三者委員会では、なぜこのような巨額の生活保護費が長期にわたって支出され続けたのか、どこに問題があり、どのような対応が必要だったのか等、様々な角度から検討され、医師や道職員への事情確認等も行われ、検証がなされた」とし「検証結果を真摯かつ厳粛に受け止め」ることを市民に約束しました。

ところが裁判では
毎日のような札幌通院について「効率的である」「矛盾ある記載は見られなかった」タクシー料金についても「適切だった」「低額だった」と主張しました。裁判で何を主張したのかを知り得る人は関係者だけだと、また勝つためには手段を選ばないという姿勢だったのではないのでしょうか。

前田市長は、市民報告集を開き、説明すべきです。

滝川市の裁判での異常な主張と高裁の判断・検証第三者委員会報告書の比較表（共産党市議団編集）

	札幌高等裁判所の判断（判決文より）	滝川市の主張（判決文より）	検証第三者委員会の見解（同委員会報告書より）
夫の札幌通院について 1年9か月609日間に 513日通院（84%） タクシー代合計 1億6182万円	精神の安定等のためという理由で頻回の通院希望を受け入れる根拠に乏しいことも容易に判断できた。福祉事務所長、福祉課長は、10月の時点で夫が極めて過剰な頻回通院をしていたことを容易に認識し得たというべきである。	どの医療機関への通院を認めるかは、医師の判断に重きが置かれるべきである。北大病院神経科への通院が許容される以上、同じ札幌市内の他の病院を選定することはかえって効率的である。	医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能である。
妻の札幌通院について 1年2か月386日間に 300日通院（78%） タクシー代合計 7705万円	傷病名はめまいなどとされていたのであるから、高規格ストレッチャー対応型タクシーが必要であるとはおよそ考え難い。18年11月頃、通院の必要性に疑問を抱き、夫婦による通院移送費の申請が不正なものではないかと疑うことは、極めて容易であったというべき。	福祉事務所長は、妻についても北大病院のY4医師が作成した給付要否意見書並びに北大病院のY5 医師及びY1 医師の意見書に基づいて通院移送費の支給を決定したところ、これらの意見書においても特に矛盾のある記載はみられなかった。	直接の病状調査が平成19年7月以降（10ヶ月後）に初めてであった点は、夫と同様にきわめて不十分である。
タクシー料金について	会社のホームページによると、高規格対応型タクシー8時間借り切りの利用料金は介助員派遣料含め11万3056円と考えることも可能であり、通院移送費（1回20万円）が高額に過ぎ、これに疑問を抱くことは、極めて容易であったということが出来る。	■滝川市が札支払った金額は、高規格ストレッチャー対応型タクシーの運行料金として適切なものであった。 ■他社見積書金額より、札幌介護福祉交通の方が低額であった。	地域の一般の世帯の生活と比較した場合、到底、地域との均衡が保たれた「最小限度の額」とは言えない。

なぜ前市長と前副市長に
過失・賠償命令判決が出なかったのか

市民の関心、社会の関心はトップの責任です。しかし、元管理職3人の「決裁責任」を上回る、または匹敵する過失を認めさせることはできませんでした。本当に残念です。

市民の関心、社会の関心は当然です。証拠を残さない計画性は明らかです。

全国ニュースで有名に
妻が民間救急車で通い始めた平成18年11月は、小学生女児いじめ自殺事件で、滝川市がニュースで毎日全国に流れていました。

何もしなかった前市長

①支給開始から11ヶ月後に監査委員が、業務外の「調査」開始を前市長に告げた時に、自ら内部調査をまったくしなかったこと。
②14ヶ月後に調査結果が報告されても何もしなかったこと等は指揮監督者として、故意または重過失であると、原告団は主張しました。

市長選挙の直前
19年4月は、2期目の市長選挙でした。もし巨額のタクシー代支給が、表面化すれば、2期目はなかったと言われています。

前田市長もフタ

前田市長は、当選後、「調査権等々権限があると、いうことでございますけれども、使うつもりはありません」と、調査を拒否しました。前市長が深く関係した証拠をつかむ権限を使わずに前市長を救ったとも言われています。

ホウレンソウも無し
市長と部下との報告・連絡・相談は、いっさい文書になっていませんでした。市長に報告書を書けとは言いませんが、部下に求めるわけれています。

損害賠償額を減額する
修正案を検討しています

市民のご意見に「高額すぎるので放棄は仕方ない」というものが少なくありません。また平成24年の最高裁判所の個別意見は「過大で過酷な負担を負わせる場面が生じている」と指摘しています。

一方、総務省の専門家会議は、今後の方向性として「損害賠償限度額の設定」を上げていますが「重過失はこの限りでないとする」と歯止めをかけています。

そもそも2億3886万円の支出は「前市長が決断すれば止めることができた」と原告団は主張しました。前副市長や引き継ぎ前の管理職の影響もありました。

日本共産党は、議会の裁量権の中で請求額を減額する修正案を検討します。



（清水雅人）

編集後記

前田市長は、6年間の歳月をかけて真実を解明した原告団に、市政功労賞の検討をしてほしいものです。

行政相手に市史に残る貴重な運動です。市民の皆さんからは、市議会に対して、お叱りと「もっと頑張れ」という期待も頂いています。納得していただけるよう、全力を尽くします。

日本共産党
生活相談所を
ご利用下さい

相談所長
あおやなぎ省三
2215538

日本共産党市議
清水雅人2317924